

論文 邪馬台国畿内説の新証左

—「倭」「ヤマト」地名の相互転移と王業・諸侯国—

桃崎 有一郎

緒言

邪馬台国の所在地論争が混迷する根本要因は、決定的物証の欠如にある。考古学の既知の遺跡・遺物は、(ここが邪馬台国でもおかしくない)という蓋然性以上のものを示せず、文献史学の根本史料『魏志』倭人伝には、複数の解釈を許す曖昧さと明白な矛盾が内在し、近年では、儒教の教条主義的な世界観に合わせつつ司馬懿に迎合した作文にすぎない、という指摘まで現れている。⁽²⁾ 全体の整合性に欠ける状況証拠のみを分析するので、どの主張も恣意的な情報操作を伴い、ために(あり得る一つの推論)の域を出なかつた。

かかる現況を打破するには、考古学的な物証の出土を待つことを除けば、原理的に一意の解を導けない『魏志』倭人伝を離れ、独自に信頼性が保証される別個の史料群によって、独立した証明を得る以外にない。本稿はその観

点から、倭国と古代中国における「国」の態様の考究を通じて、〈邪馬台国は畿内にあった〉可能性の一証左を示したい。

論証の手がかりは、「倭」と「ヤマト」の関係にある。これを論ずるには、最初に二種類の「国(クニ)」概念を整理しておく必要がある。日本列島統一王朝の支配領域全体を「日本国」という時の「国」と、その内部の構成要素たる「国」である。

倭人の「国」は、八年に滅んだ前漢に参朝した倭人の「百余国」を初見とし、そのうち「三十国」が後漢・曹魏と継続的に通交し、⁽⁴⁾ そのうち一つが五七年に後漢に朝貢して「倭奴国」として「漢委奴国王」印を得た。⁽⁵⁾ 曹魏と通交した「三十国」は『魏志』倭人伝に列記された対馬国・一支国・邪馬台国等で、その規模は大きくとも後の養老令制の郡規模と見られる。四七八年に倭王武は南朝劉宋に対して自己の支配圏を「東征毛人五十五国、西服衆夷六十六国、渡平海北九十五国」と述べ、⁽⁶⁾ このうち日本列島内と判断される「毛人五十五国」と「衆夷六十六国」の計一二一「国」は、総数の近さから見て漢・曹魏代の「百余国」の後身と思われる。六〇〇年に遣隋使が隋に知らせた日本列島内部の地方行政単位は「有軍尼、二百二十人、猶中国牧宰」と記録され、⁽⁷⁾ 中国の牧宰(郡太守)に似た統率者、「クニ」という音、一二〇という総数から見て、倭王武の一二一「国」の後身に違いない。

問題は、これらの「国」々を包括する「倭」王朝の支配領域全体も「(倭)国」と呼ばれた事実である。後漢末期の日本列島は「其国」と、その内乱は「倭国乱」と呼ばれた。⁽⁸⁾ 五世紀に南朝から冊封を受けた倭の五王は「倭国王」に封じられ、倭王武は、「毛人」「衆夷」「海北」の一二一「国」を包括する支配領域全体を「封国、偏遠、作藩于外」と呼び、七世紀初頭には一二〇の「軍尼(クニ)」を内包する日本列島全体が「倭国」と呼ばれた。⁽⁹⁾

このように、遅くとも後漢末以降、日本列島は倭「国」が一〇〇以上の構成「国」を内包する二重「国」構造を持つ

た。それは後の令制で「日本国」が六六「国」(十二島)を内包した構造の直接的前提であり、したがって律令制の有無と無関係の国土構造であった。

本稿では、この二重「国」構造で内包される側(令制国とその前身)を「部分国」、その名を「部分国名」と呼び、内包する側(「日本国」と前身「倭国」)を「全体国」、その名を「全体名」と呼ぶ。さらに後述の通り、部分国「ヤマトノクニ」は、より小さな最小単位の構成要素「ヤマト」地区(令制の城下郡大和郷)を内包した。その場合の「ヤマト」を「最小地名」と呼び、最小地名と部分国名を併せて「部分名」と呼ぶ。中国についても同様に呼び分け、全体国たる中国王朝は統一完遂の有無を問わず「統一王朝」と呼ぶ。また、「日本国」成立の前後を問わず、現代日本語の母体たる古代言語を「日本語」と呼ぶ。

一 全体名「倭」の部分名転移と「ヤマト」

古今を通じて最も代表的な全体名たる「日本」は、出現以来、部分名として使われた形跡が極めて乏しく、しかも用例の出現する典籍に偏りがある。

遅くとも大宝元年(七〇一)完成の大宝律令までに全体名「日本」が成立したにもかかわらず、和銅五年(七二二)成立の『古事記』にはそもそも「日本」が一例も出現しない。井上秀雄が指摘したように^⑩、「倭」地名は一四例(神野志隆光によると、人名を含めれば六四例^⑪)現れるが、国生み神話で本州を指す「大倭豊秋津島」の一例と、葛城の一言主の神に遭遇した雄略天皇の「茲倭国、除吾亦無王」という台詞が全体名・部分名いずれにも解せる一例を除き、少なくとも一二例が奈良地方の部分名であり、全体名を指す確実な用例が全くない。『古事記』は全体名を「大

八洲国」「葦原之千五百秋之瑞德国」「豊葦原中国」などのみ表記して、全体名を「日本」や「倭」と表記することに関心がない。

一方、養老四年（七二〇）成立の『日本書紀』では、神野志が指摘したように本文に延べ二一九例の「日本」が検出されるが、書名を『日本書紀』と題した如く、わが国の歴史を「日本」の歴史として語ることに主眼があり、地名の用例で部分名と断定できる事例は一例しか認められない。即ち、巻一第八段一書第六に、大己貴神の幸魂奇魂が「吾欲住於日本国之三諸山」と述べて「大三輪之神」になったとある。同じ台詞が『先代旧事本紀』巻四一地神本紀では「欲住於日本国青垣三諸山、則大倭国城上郡座是也」と書かれ、またその「日本国」に所在する「三諸山」について『万葉集』（巻一三三・三二七）に「甘南備乃三諸山」「甘昔備乃三諸乃神」と見えて、この「日本国」が奈良地方の部分国「ヤマトノクニ」の意味と判明する。

一方、『書紀』における「倭」地名の用法は、井上の調査によれば本文と注文（中国史書や百濟三書等の引用）で著しい相違を見せ、本文では九割以上が部分名を指すのに対し、注文ではすべて全体名を指す¹⁴。即ち、傾向は本居宣長が『国号考』で「畿内の一国のやまとはおほく倭とかき、天の下の大号のには日本とかき」と総括した通りである。

神野志が大宝公式令詔書式や『書紀』の右傾向から論じたように、「日本」は外国に対する自称として最大の存在意義を有し、和銅五年から養老四年までの八年間に、わが国の史書編纂は全体名に無関心な内向きの史書から、全体名「日本」を連呼する東アジア世界を前提・照準とした外向きの史書へと脱皮した。

七世紀末～八世紀末頃に段階的に成立した『万葉集』では、吉田孝によれば一七首に「日本」が見え、枕詞の「日本の山の跡の国」（巻二・三一九）を除く一六首で「ヤマト」と訓じ、渡唐中の山上憶良が帰国に際して「去来子

等「早日本辺」と詠んだ一種を除いてすべて部分名を意味したと考えられている。⁶⁾「日本」を専ら全体名として使う『書紀』と違い、『万葉集』は「日本」を専ら部分名として使うという、際立った特色を見せる。もともと、『万葉集』では「倭」が全体名・部分名双方に使われるが、部分名の用法が全体名の用法をはるかに上回る。即ち「日本」と同じ傾向にある。

『万葉集』の詠歌全体がごく一部を除きほとんど全体名「ヤマト」を歌材としなかったことに由来して、「日本」と「倭」は同程度に部分名を専ら指し、混在した。外国の目を意識した『書紀』本文は全体名「日本」と部分名「倭」をかなり厳密に書き分けたが、『万葉集』では書き分ける必要性を認めないレベルで混用されたのである。収録歌作者らが全体名にほとんど関心を持たず、そもそも漢文として読解不能な（したがって外国人の目を意識しない）『万葉集』は、対外的称呼たる「日本」へのこだわりを有さないのが当然であり、用字上の主たる関心事である音とその表記法の多様な工夫（単調さの回避）として、対象の実体にかかわらず両者を併用したと見られる。『万葉集』のかかる文学的事柄の直接的影響も含め、総じて、「日本」は外国向け発信を意図する度合いが高いほど頻出し、全体名を代表した。「日本」は全体名の声高な主張においてこそ固有の意味を持ち、万葉仮名の歌集という典籍の種別・表記法を離れば部分名として用い難いことは明白で、ゆえに万葉仮名の歌集が作られなくなった平安時代以降には部分名を指す「日本」は減じた。

これに対して、「ヤマト」の訓や、「日本」以外の漢字表記は、全体名に特有でない。

『書紀』の「日本武尊」は『古事記』で「倭建命」と書かれ、いずれも「ヤマトタケルノミコト」と訓まれた。「武」と「建」がタケル、「尊」と「命」がミコトで同訓なので、それらを取り去って残る「日本」と「倭」が同訓で「ヤマト」である。

他方、その「ヤマト」は部分名でもある。その最も代表的な漢字表記「大和」は、天平宝字元年（七五七）頃に五畿筆頭の部分国「ヤマトノクニ」の漢字表記「大和国」に採用されて以来、その地方（以下、奈良地方）と呼ぶを指す部分名であり続けた。その部分国名の漢字表記は、「大和国」の採用以前は、天平一九年（七四七）採用の「大倭国」で、それ以前は天平九年採用の「大養徳国」、それ以前は「大倭国」であった¹⁶。

「大養徳」では、単体で「ヤウ」「トク」の音を持つ二字のペア「養徳」が「ヤマト」の音写で、かつ儒教的価値観で好ましい熟語を成す字として採用されたことが字義・字音上に疑いない。「養徳」二字で「ヤマト」なので、それに先行する「大」字は黙字（発音されない字）である。「大」字は、〈大いなる〉を意味する形容詞としてこの部分国の特別さを示す美称的冠詞であり、「ヤマト」という日本語地名の外部にある¹⁷。したがって、「大養徳」と等価の「大和」「大倭」の「大」字も美称的冠詞かつ黙字であって、該字を取り去って残る「和」「養徳」「倭」が等価で日本語「ヤマト」に対応する。

考古学的物証としては、井上が指摘した通り「倭国、所布評大野里」と書かれた藤原宮跡出土木簡¹⁸がある。「所布評」は後の大和国添上郡・添下郡にあたるので、それに冠される「倭国」は部分国「大和（大倭）国」の前身である。後身たる「大和（大倭）国」が「ヤマトノクニ」と訓まれ、かつ「大」字が黙字なので、部分国「倭国」の訓も「ヤマトノクニ」である。

桓武天皇の生母高野新笠の出身氏族「ヤマトノフビト」氏が「和史」氏と漢字表記されたように、部分名「和」も一字で日本語「ヤマト」と対応する。『聖徳太子伝暦』推古天皇一五年（六〇七）一〇月条に「和国、作高市池・藤原池・片岡池・菅原池・三立池・山田池・劔池」とある¹⁹。部分名「和国」の表記は珍しいが、それは部分名「ヤマトノクニ」の漢字表記が「大和国」に確定した後、延喜一七年（九一七）に同書を編んだ藤原兼輔が、原史料の「倭

を引用時に機械的に「和」に置換した結果と考えるのが自然であろう。

「大和国」「大養徳国」「大倭国」の「大」字が黙字化したのは、元来、部分国名「ヤマト」が「倭」一字で表記されていたところ、発音を保ちつつ美称的冠詞を加えて二字に引き延ばした表記が作られ、それが和銅六年（七一三）、風土記編纂の開始と同時に「畿内七道諸国・郡・郷名」を好字二字で表記させた元明朝の制で採用された結果であろう。

部分国名「大和」は、「日本」に次ぐ代表的な全体名ともなった。「ヤマト歌」を「和歌」と書き、舶来品の絵画・鞍と対比する「大和絵（和絵）」「大和鞍」という言葉も平安時代からある。ただし、これら全体名「大和」の用法は比較的新しい。

それに対して、全体名「大倭国」は古い。『続日本紀』慶雲元年（七〇四）七月一日条によれば、唐人が遣唐使粟田真人に「海東有大倭国、謂之君子国」と語った。また聖徳太子の『法華義疏』冒頭の後筆の端書に、「此是大倭国、上宮王私集、非海彼本」とある（これは、志賀島出土金印の印文「漢委奴国王」の「委」が、全体名たる国名を意味した傍証になる）。さらに古くは『後漢書』倭伝に「其大倭王居邪馬台国」とある。それらは疑いなく、記録上最古の全体名「倭」に美称的冠詞「大」を付加した派生型である。

以上の通り、「倭」とその後身「和」、それらに黙字の美称的冠詞「大」を付した「大倭」「大和」は、すべて日本語「ヤマト」と結合して、奈良地方を指す部分名として存在し、かつその結合関係そのままに、「大養徳」を除くすべてが全体名としても存在した。かかる二重構造は、一方から他方へと転用する意図が働かねば起こり得ない。全体名が縮小して部分名に転移したか、部分名が拡大して全体名に転移したか、のいずれかである。

前近代には、後者の解釈が主流であった。平安期の日本紀講書で該説が説かれたのは後述の通りである。その学

統を汲んで鎌倉期に高まった卜部氏の日本紀学を恐らく学んで、南北朝前期の北畠親房の『神皇正統記』（神代）に「耶麻止といふ、これは大八洲の中津国の名なり、……中州たりし上に、神武天皇東征より代々の皇都なり、よつてその名をとりて余の七州をもすべて耶麻土といふなるべし」と説かれ、室町中期の文安元年（一四四四）成立とされる『下学集』（上・天地・野馬台）にも「日本六十余州最初大和州出生、故曰日本総名曰大和、曰野馬台也」と同趣旨の記述がある。

それらの末に、本居宣長の『国号考』（夜麻登）の「夜麻登といふは、もと畿内なる大和ウチツクニ一国の名なるを、神武天皇此国に大宮しきませりしよりして、後の御代々々の京も、みな此国内なりける故に、おのづから天の下の大名オホにもなれるなり」という見解が現れる。『神皇正統記』の段階では「なるべし」と推測調だが、『下学集』や『国号考』の段階では「なり」と断定調に先鋭化されており、今日の辞典・事典にはこれを無批判に踏襲したものが見られ、近年の研究も概ね賛同するのが主流と見受けられる。⁽²³⁾

しかし、古代東アジアに目を転ずると、周・隋唐の中国統一王朝は、洛陽（洛邑・雒陽）・長安や許昌・建業（建鄴・建康）・成都・鄴等に都を置いたが、都の所在地名と王朝名（全体名）が同じ事例は一つとしてない。朝鮮半島の三韓（馬韓・辰韓・弁韓）や三国（高句麗・新羅・百濟）も同断である（別称を「扶余」といった百濟で、最後の都が「扶余」であったのは、「扶余」姓の百濟王室の出身国とされた北方の「夫余国」への理念的回帰を標榜した国号改変・地名改変にすぎない）。〈都の所在地名が転じて全体名たる国号となった〉現象は古代東アジアに類例を全く得られないのであり、該現象がわが国で起こったと説く古代以来の通説は、決定的物証が示されない限り採り難い。

むしろ、既知の材料は逆の史実を示唆する。第一に、部分名「ヤマト」を「倭」と表記する最古の実例は、前述

の藤原京出土木簡、即ち飛鳥末期以前を遡らない。第二に、前述の通り井上の調査によれば、「倭」は『書紀』本文で九割以上が部分名を指すのに対し、中国史書や百濟三書等に依拠する注文ではすべて全体名を指した。注文の原典は明らかに『書紀』本文に先行するのだから、それらに一貫する全体名としての用法が、後発の『書紀』で（現存する文献では）初めて一貫性を持って採用された部分名としての用法より先行すると予想できる。もともと、井上自身はこの予想を取らず、逆の主張をした。通説通り「倭」が全体名として先行したならば、第一段階で倭は地方名へと縮小し、第二段階で踵を返して拡大方向へ分岐して全体名「大和国」を生んだことになり、不自然である。しかし、井上のように第一段階を分岐（全体名から部分名の派生）でなく部分名への縮小と解すれば不自然だが、後に述べるように第一段階も分岐と考えれば不自然さはない。

全体名「倭」は、『魏志』倭人伝の三世紀前半の「親魏倭王」卑弥呼や、後漢末期の「倭国乱」まで遡及でき、さらに後漢安帝に対する一〇七年の遣使が「倭国遣使奉献」と書かれた段階まで遡及する可能性がある。「倭」は、部分名より全体名として数世紀早く現れたと推定してよい。

和銅六年（七一二）の好字二字令で一字地名が二字に引き延ばされた時、発音上一音節の地名、たとえば「襲国（ソノクニ）」に起源する日向国の「ソ」のコホリは「贈啖」²⁵、「キ（木）」のクニは「紀伊」等と、元の字の母音と等価の字を末尾に付加して発音させない黙字にする手法が一般的であった。「大倭」のように頭に美称「大」を付す手法は例外的で、かかる例外の存在は、部分名の処理方法の原則によらず別途二酸化が済まされた名辞の転用、即ち先行して「倭」が二酸化された全体名「大倭」の転用と見てよい。

後述の通り、中国統一王朝は、帝国化以前の諸侯国段階では単に「隋」「唐」等と号したが、帝国になると「大」字を冠して「大隋」「大唐」等と号した。それは漢・唐の全統一王朝で貫徹し、²⁷ 古代中国では国号たる固有名詞へ

の「大」字付加は全体名になってからのみ起こる。「倭」の場合も、「大」字付加は全体名たる「倭」に対してのみ起こり得たと類推すべきで、部分名「大倭」は全体名「大倭」の流用と推断してよい。

以上から、古代以来の通説とは逆に、先に全体名「倭」と派生型「大倭」が生まれ、数世紀も経てから、それを縮小して奈良地方の部分名「倭（とその派生型）」に転移させる力が働いたと結論できる。これは古代東アジアに類例を得ない、独自の現象である。かかる現象が発生した理由を知るため、章を改めて「ヤマト」と「倭」の関係を確認したい。

二 部分名「ヤマト」の全体名転移と「大」倭

『書紀』神代上（巻一第四段本文）に「大日本（日本、此云耶麻騰、下皆効此）」とあるように、『書紀』は本注で「日本」に「ヤマト」の訓を定めるが、平安前期の日本紀講書で「日本両字於夜末止下読之、不依音訓、若如字比乃毛止下令読如何」と疑問が呈されている。字訓に拠れば「ヒノモト」と訓すべき「日本」に、なぜ字音・字訓から導けない「夜末止ヤマト」の訓が宛てられるのか、と。⁽²⁸⁾この疑問に、講師は「是尤叶其義事也、然而先師之説、以山跡之義読之、不可輒改（確かにヒノモトと訓むべきだが、先師は山跡ヤマトという意味を宛てて訓むと説いたので、たやすく改めてはならない）」と答えた。

直前に引く『私記』の語源説は、創成直後の日本の平地が湿潤で居住に堪えず、民が山に住んだ痕跡が多いので「山跡」と呼ぶとか、古語で「住むこと」を「止」というので「山跡（耶麻止）」と呼ぶ、などと説く。倭人の居住形態を「依山島（為）居」と記録した『魏志』倭人伝や『後漢書』東夷伝に由来するらしい該説は、弘仁三年（八一二）

の講書の講義録『弘仁私記』までに現れ、延喜四年(九〇四)講書の『延喜開題記』まで引き継がれたが、「ト」を発音から解くか「跡」の字義から解くかで見解が分かれていた上、付会の観が強く、どの説も従い難い。

「大和」「大倭」「倭」にも、字音・字義上「ヤマト」と訓む理由がない。「大」は黙字、「和」は「倭」の音通の好字なので、問題は「倭」を「ヤマト」と訓む理由に収斂する。

実は、「倭」字には「ヤマト」以外の訓も字義もない。すでに延喜講書の時までに「諸字書等中、又指無訓説」、即ち諸々の字書に、「倭」の字義との対応関係が明瞭な字訓が存在せず、ただ固有名詞として「ヤマト」の訓が存在するだけ、と気づかれていた。⁽³⁰⁾

『康熙字典』によると、後述の『説文解字』の説を除き、固有名詞以外で「倭」字が意味を持つのは「倭遲」「倭墮」という熟語のみという。「倭遲」は「回遠貌(迂遠なさま)」で、『詩経』(小雅―鹿鳴之什―四牡)の用例「周道倭遲」が挙がるが、「倭遲」は「透迤」「逼迤」「委蛇」「威遲」「委移」とも表記され、近似音で発音された言葉の音通による一表記にすぎず、「倭遲」の表記自体に意味を認め難い上、〈迂遠〉は熟語「倭遲」の意味であって「倭」一字の字義ではない。さらに、『集韻』は「倭」字を「倭墮」と説明するが、それは「倭墮髻」という髪型で、固有名詞的である上、やはり「倭」一字では意味を成さない。

すると、『康熙字典』が挙げる「倭」の字義は、『説文解字』の「順貌(したがうさま)」しか残らない。しかし、これは「委随也(委は随うさまである)」という「委」の字義の継承にすぎず、「倭」字独自の字義ではない(熟語「倭遲」の語義も、「委、曲也、取其禾穀垂穗」という北宋徐鉉らの『説文解字』注を採れば、「委」の字義の継承にすぎない)。

上記以外で『康熙字典』が挙げる「倭」の字義は、「樂浪海中有倭人」という『漢書』地理志とその顔師古注に

引く『魏略』の「倭、在帶方東南大海中」、即ち日本列島人を指す用法と、春秋時代の魯の宣公の名が「倭」であったという用法だけである。

このように、「倭」字の字義は「委」字からの継承に限られ、独自の字義を持たず、「倭」字独自の用例には特定の民族集団や個人を指す固有名詞しかない。してみると、「倭」字とは、指示対象が「委」字音の固有名詞で示される人（集団・個人）であると明示するために人偏を付加して生まれた字、即ち「委」音の名を持つ人を指すためにだけに生まれた字であった可能性が高い（雲南省の少数民族の名を表すだけの「佻」字の実例がある。「佻」字は一七一六年成立の『康熙字典』に見えない新しい字で、今、「チ」と発音する）。

前漢の王充の著『論衡』（儒増、恢国）に「周時天下太平、越裳献白雉、倭、人貢鬯草」「成王之時、越裳献雉、倭、人貢鬯」とあるように、「倭」字は周代中国南方の異民族（の居住地）を指す名として登場し、周の善き治世を言及し徳化に帰する。世界の最果ての異民族として、古代中国の（特に儒教的な）世界観で存在意義を有した。そのため、世界の拡大（即ち中国の拡大）は「倭」の指示対象を遠ざけ、前漢武帝が前一〇八年に衛氏朝鮮を討滅した直後に「倭」人が前漢と通交を開始した段階までに、「倭」は日本列島（人）と同義になった。元来「倭」は日本列島固有の文化・言語とは無関係に存在し得る中国的世界観の一要素なので、日本語で訓読されねばならない必然性を持たない。

以上から、「倭」字の訓「ヤマト」は、一般語の語義に由来せず、該字が古代中国南方の異民族や魯の宣公の名とされた伝承も考慮されずに、ある日本語地名を日本列島人が恣意的に、該字と結合させて生まれたものである。そして、最も古い時期の全体名「倭」には訓読された形跡がないから、該字に「ヤマト」の訓を宛てた決定は、新しい現象である。

その決定の大前提たる日本語地名「ヤマト」の成立時期は、必ずしも明らかでない。ただ、『和名類聚抄』に令制行政区画として大和国城下郡「大和郷」（訓は高山寺本で「於保也万止」、刊本で「於保夜末止」）が見え、また葛城国造と倭国造が両立していた事実等を手がかりとして、直木孝次郎が確認した一連の事実が参考となる。³³⁾

直木は、令制行政区画「大和国」や大和盆地より小さい狭小な地域を指す「ヤマト」に注意を促した。そこは奈良南方で葛城地方を望見し得る地、盆地西南部の葛城に扼る葛城国造と並立する倭国造の支配領域で、盆地東部の磯城（後の城上・城下両郡）・十市両郡であると論証した。その地が、本稿冒頭で定義した最小地名「ヤマト」である。

直木は、最小地名「ヤマト」の成立を、それが現れる記紀歌謡の古さから見て大化前代とし、『書紀』欽明天皇二三年（五六二）七月是月条に「倭国造」が出現する以前と絞り込み、六〜七世紀を通じて存在したと推定している。『古事記』の地の文に現れる地名「倭」^{ヤマト}が八例すべて最小地名「ヤマト」と解して矛盾がない、という直木の指摘³⁴⁾を踏まえると、最小地名「ヤマト」は全体名「ヤマト」に先行して生まれたと予想できる。

三 「倭」「ヤマト」の相互転移と邪馬台国

これら「ヤマト」の原形と見なせて、大化以前に遡及し得る既知の地名は二つしかない。しかも、それらのうち九州北部の「山門」（令制の筑後国山門郡・肥後国菊池郡山門郷）は該当しない。「門」字で表す「ト」は上代特殊仮名遣いで甲類だが、本稿で話題にする「ヤマト」の「ト」は乙類だからである。³⁵⁾すると、候補には「邪馬台」国しか残らない。

「邪馬」は「ヤマ」の音写でよいとして、「台」が「ト（乙類）」の音写であることは論証を要する。『魏志』倭人伝の流布本（百衲本等）が「邪馬壹国」に作るため、「台（臺）」でなく「壹」が正しいと主張する旧説もあるが、字は「台（臺）」で間違いない。⁽³⁷⁾

かつて新井白石が『古史通惑問』で「邪馬台国」と訓じたように、「台（臺）」をタイと発音するのは近世々現代日本人に自然なため、「ヤマタイ」の訓が定着してきた。確かに、『康熙字典』に列挙された韻書の示す反切で「臺」の音を調べると、『広韻』は「徒哀切」、『集韻』『韻会』『正韻』は「堂来切、音苔」とする。日本語圏の発音に適すれば、すべて「タイ／ダイ」である。

また、現今の中国語音韻学では復元者を問わず、「臺」の隋唐中古音を「ダイ」の近似音に復元する。⁽³⁸⁾ その韻母は二重母音になるので、二重母音がない日本語の「ト」を音写するのに「臺」字は適切でない。時代を遡及しても、韻母は南北朝期に「e・i」（皆・灰・哈・廢と同じ）、魏晋に「e・i」（哈と同じ）であり、やはり二重母音であって、日本語「ト」の音写には適切でない。しかし、先秦上古音では復元者を問わず、「臺」は「ダ」と「ドウ」の中間の近似音に復元される（両漢の発音は不明）。韻母は単母音の短母音であって二重母音でなく、発音は日本語「ト」を音写するに十分な近さと認められる。

平安期に下るが、『続日本後紀』嘉祥二年（八四九）三月二六日条に載せる長歌に、全体名「ヒノモトノヤマト」が「日本乃倭之国」と「日本乃野馬台、能国」の二表記で現れる。これは「ヤマト」の「ト（乙類）」を「台（臺）」字で表す慣行の、最も直截な明徴である。

より古くは、『書紀』仁徳天皇三〇年九月乙丑条の、仁徳天皇の皇后が旅路で葛城を望んで詠んだ長歌に「阿烏珥予辞、儼羅烏輪疑、烏陀氏、夜莽苔烏輪疑」とあり、「ヤマト」を「夜莽苔」と表記する。また景行天皇一七年

三月己酉条で、東征中の景行天皇が「京都」を懐かしんだ長歌に、「夜摩^ヤ、^マ波、区珥能摩保邏摩、多多儺豆久、阿烏伽枳夜摩、許芥例屢、夜摩^ヤ、^マ之、于屢破試、異能知能摩会祚務比、^ヤ破、多多瀨許芥……」とあり、二ヶ所で「ヤマト」を「夜摩^ヤ、^マ」と表記する。これらの「^ヤ」が「ト(乙類)」音であることは、右の景行の長歌で「ヒト(人)」に「比^ヤ、^マ」の字を充てた事実から疑いない。

『康熙字典』所引韻書によれば、「^ヤ」の音は「徒哀切」(『唐韻』)か「堂来切」(『韻会』『正韻』)で、現代日本語に充てれば「タイ/ダイ」である。しかし、『書紀』を通覧すると、借音字の「^ヤ」字は例外なく「ト(乙類)」音しか表さない。⁽⁴⁰⁾そして『集韻』『韻会』『正韻』は「臺」の音を「堂来切、音^ヤ、^マ」とする。即ち「^ヤ」は「台(臺)」と全く同音である。「^ヤ」が必ず「ト(乙類)」音を表し、それが「ヤマト」の「ト」であるなら、「台(臺)」も「ヤマト」の「ト」を表現可能で、「邪馬台」は「ヤマト」と訓むほかない。

別の明証もある。『隋書』倭国伝によれば、大業四年(六〇八)に煬帝が遣わした文林郎裴世清を、倭の「小徳阿鞞台」が数百人を率いて「儀仗を設け、鼓角を鳴らして」迎えた。対応する『書紀』推古天皇一六年八月壬子条の登場人物のうち、「阿鞞台」と音写され得るのは、裴世清から阿倍鳥を介して煬帝の国書を受け取り推古に奏聞した役割からも、発音の近似からも、「大伴嚙連」の「大伴」のみである。即ち、「台」は「トモ」の「ト」の音写である。万葉仮名で「等母」「登母」「等毛」「等茂」「登毛」等と書かれる「トモ」の「ト」も乙類であり、先に論証した「台」⇨「ト(乙類)」の関係と合致する。「大伴」を「阿鞞台」と音写するこの発音体系なら、やはり「邪馬台」は「ヤマト」である(なお「阿鞞台」が「大伴」の音写である事実は、同じ『隋書』の倭王の号「阿鞞雞弥」も「オホキミ」に違いない証拠、即ち「アメ(マ)キミ」と訓む諸説を覆す反証となる⁽⁴¹⁾)。

以上から、古代を通じて「邪馬台」は「ヤマト」と訓むべきことが確実である。「今按^ニ邪馬台^{ヤマト}ノ国^ハ大和ノ国也^{ナリ}」

と述べた松下見林の『異称日本伝』（上之一―後漢書）の見解、即ち邪馬台国研究の原点で提示された説が、結局は正しい。

かくして部分名「ヤマト」は三世紀前半までに出現したが、前述の通り、全体名「倭」を「ヤマト」と訓じた形跡は六世紀まで下る。その間の日本列島側が文字史料を著しく欠くことを考慮するとしても、「ヤマト」はまず部分名として生まれ、後に全体名に転移し、既存の全体名の漢字表記「倭」と結合したと推定するのが自然である。

以上から、次の地名転移現象があつたと推定できる。漢字地名「倭」が①統一王朝の全体名↓②奈良地方や③その内部の磯城・十市地域の部分名と縮小方向に転移したのに対し、日本語地名「ヤマト」は逆に拡大方向に転移した。両者は交差的に結合して三つのスケールの土地（①～③）をともに指すようになり、後に複数の修辭的調整（美稱的冠詞「大」の付加や、「倭」字の「和」字への置換）を経て後世の最終形に至つたと。

四 古代中国の王業確立手順と諸侯国

では、かかる現象はなぜ起きたのか。前述の通り、〈都の所在地名が王朝の全体名に転化した〉という古い俗説には、裏づけも、古代東アジアの類例も皆無である。加えてその俗説は、〈王朝の全体名「倭」が都の所在地名に転化した〉という実際に起きた現象を無視して何ら説明を与えない。しかも、該現象は古代東アジアに類例が絶無である。では、「倭」と「ヤマト」の交差的相互転移・結合はなぜ、いつ、いかなる論理で成つたのか。

国号成立問題の基礎史料というべき平安期の日本紀講書問答が、実は真相に肉薄している。⁽¹⁴⁾

問、本国之号、何独取大和国为国号耶、

説云、磐余彦天皇定天下、至大和国、王業始成、仍以成王業之地為国号、譬猶周成王於成周定王業、仍国号周、「なぜ数ある部分国のうち大和国のみが国号となるのか」と問う弟子に、講師は答えた。「磐余彦（神武）天皇は天下平定後、大和国（の磐余）に東遷した。それで初めて王業が成り（王朝が完成し）、だからその地の名を国号とした。成周の地で王業を定めた（王朝の基礎を固めた）のを理由に、成王が父武王に始まる王朝を周と名づけたのと同じだ」と。

問、初国始祖天降筑紫、何国偏取倭国為国号、

説云、周后稷封部、公劉居豳、王業雖萌、至武王居周、始定王業、仍取周為号、本朝之書亦其如此、

弟子は食い下がる。「始祖が天降った筑紫こそ始まりの地なのに、なぜ専ら倭国ヤマトの名を国号とするのか」と。師は答える。「周王室の祖の後稷は部たひに封じられ、末裔の公劉は豳ひんに住んだが、まだ王業が萌した（着手された）にすぎないので、部や豳を王朝名としなかった。その後、武王が周の地に居を定めた時に初めて王業が定まった（王朝の基礎が固まった）ので、国号は周となったのであり、『日本書紀』もそれに倣ったのである」と。

ここに、〈王朝の全体名に採るべきは、王業が定まった（基礎が確立した）地である〉という命名慣行と、それが周に由来するという歴史認識が明瞭に現れる。この命名慣行を、王業基礎地名の王朝名化と呼ぼう。講師は、該慣行こそ、奈良地方の部分名「（大）和／倭」が全体名に転移した理由を説明できる仕組みである、という解釈を提示した。

該説は、「倭／ヤマト」が部分名でも全体名でもある現象に関する、管見唯一の合理的説明である。ただし該説は、致命的な欠点と、重要な示唆を併せ持つ。欠点とは、〈部分名「（大）和／倭」が全体名に転移した〉という前提である。先に推定した史実は逆で、「（大）和／倭」は全体名から部分名に転移した。そのため、該説はその

まま採用できない。しかし、該説の論法は、漢字表記「倭」ではなく日本語地名「ヤマト」に適用すれば史実と矛盾せず、「ヤマト」の拡大的転移を説明可能な管見唯一の論理である。即ち該説は、「倭」と「ヤマト」の交差的転移現象の半分を説明できる、現状で最も有望な理解である。

とはいえ、三世紀まで確認できない「ヤマト」地名の全体名転移を正当化する先例としては、前一一世紀建国の周は遠すぎる、という弱点がある。これを克服せねば、該説は採れない。それが克服可能か否かを判定するため、⁴³業基盤地名の王朝名化⁴⁴慣行の歴史を洗い直そう。

周の五等爵の公・侯・伯・子・男は、整然たる序列制度としては戦国時代に周制に仮託して語られ始めたが、個々の爵位は実在し、有爵者は天子に従いながら自律的な封土⁴⁵「国」を治めた。秦の襄公は前七七〇年に周の平王から「伯」爵を与えられて諸侯「秦伯」となり封国「秦国」を建て、周末期の前三二五年に恵王が「秦王」を僭称し、前二二一年に秦王政（始皇帝）が中国を統一して帝国「秦」の「皇帝」となった。細部が周と異なるが（統一以前の諸侯「国」建国と「王」自称）、⁴⁶業基盤地名の王朝名化⁴⁷は果たされている。

秦末の動乱期、反乱軍首魁の自称「楚王」陳勝は亡国楚の制を復して県長官を「公」と呼んだため、前二〇九年の挙兵で彼と提携した前漢の高祖劉邦も「沛公」を自称したが、⁴⁸これは諸侯でない。劉邦は翌年、項梁と提携して立てた懐王（旧楚の王の孫）から「武安侯」に封じられ、⁴⁹初めて諸侯となった。ただ、「武安」は地名でなく事績を顕彰した美称と見られ、劉邦が封土を得た徴証もない。しかし、前二〇六年、秦を滅ぼした「西楚」の「霸王（楚王）」項羽は、関中を「漢・雍・塞・翟」に四分して四人の「王」を封じた。⁵⁰周王に限るべき「王」を僭称した、自立性に富む戦国時代の諸侯「王」とその「王国」の踏襲であり、劉邦は「巴・蜀・漢中四十一県」を領する諸侯国「漢国」の王「漢王」に封じられ、⁵¹それを直接の母胎として楚漢戦争後に劉邦の帝国「漢」が成立する。

かくして秦・漢ともに（放伐で統一王朝「A」帝国を樹立する直前に、諸侯国「A王国」を率いる「A王」となる）という手順を踏んだ結果、該手順が統一帝国「A」を樹立する直前の最終階梯として定着した。ここに、該手順を王業基盤の確立段階と見なし、統一帝国樹立の必須階梯とする様式が定型化し始める。以下、該形式を「諸侯由来行程」と呼ぶ。

該形式は論理上、放伐でなく禪讓でも成立可能である。前一六年、王莽は「新都侯」に封じられ、南陽郡新野県都郷に一五〇〇戸を食む諸侯国（侯国）「新都国」が建つ。⁽⁴⁹⁾ 王莽は、周公旦が幼少の周の成王を補佐代行する形で周朝の建国を担った故事を真似て幼帝を擁立し、九年に禪讓させる直前は「新都侯摂天子位、号令天下」と記録され、⁽⁵⁰⁾ 禪讓直前の王莽は新都侯ながら「摂皇帝」として皇帝を代行した。従前と違い諸侯王でなく侯から跳躍したが、統一王朝「新」の名は明らかに諸侯国（侯国）「新都国」に由来する。王莽は禪讓でも諸侯由来行程を踏むべきという認識を示し、実践したのである。

後漢の樹立は、該形式を踏んでいない。皇族の一勢力として篡奪者から帝位を奪回し統一帝国「漢」を再起動させたのは新規王朝の樹立でない、という建前によるのであろう。

二一三年、後漢献帝は「魏郡」を領する曹操に「公」爵を与えて諸侯「魏公」とし、諸侯国（公国）「魏国」を建国させ、「漢初諸侯王之制」に倣い丞相以下の官僚・官司を擁する半自立的な諸侯国とした。曹操は翌二一四年に「諸侯王上」に列し、爵位を進めて「魏王」となり、諸侯国「魏国」は王国となった。曹操は六年後の二二〇年に没するが、息子曹丕は「魏王」と「魏国」を相続すると、即座に後漢からの禪讓で帝国「魏」を樹立する。⁽⁵¹⁾

孫権率いる孫呉は二二一年、曹丕の帝位を認めて臣礼を取り、曹丕から「呉王」に封じられた。⁽⁵²⁾ 孫権は魏の諸侯王「呉王」となったが、すぐ関係を破棄して独自年号を定め、二二九年に皇帝に即位して帝国「呉」を樹立した。

変則的だが、諸侯由来行程と認め得る。

晋（西晋）も、かなり手数と時間をかけつつ曹魏の方式を踏襲した。⁽⁵³⁾二五八年、曹魏から諸侯冊封を内示された司馬昭は「九讓」し、二年後の二六〇年にも「固讓」、翌二六一年にも同様、二年後の二六三年に四度目でようやく受けた。彼は春秋戦国時代の晋と重なる「方七百里」の封土を得、「晋公」に封じられて諸侯国（公国）「晋国」を建てた。

翌二六四年、司馬昭は爵位を「王」に進めて「晋王」となる（封土は既存一〇郡に一〇郡を増増して二〇郡⁽⁵⁴⁾）。翌二六五年に彼は急死するが、王太子司馬炎が「晋王」を相続し、⁽⁵⁵⁾年内に禅讓で帝位に就き、統一帝国「晋」を樹立した（一五年後に孫呉を討滅）。

その晋（西晋）は四世紀初め頃に匈奴の攻撃で一度滅び、江南の建康（呉の故地）で再興された（東晋）。初代元帝（司馬睿）は即座に帝位に就き、諸侯由来行程を踏襲しなかった。理由は後漢光武帝の漢再興と同じ、一時停止した王朝の再起動という建前であろう。

東晋を継承する南朝では、まず劉宋の劉裕が四一六年に東晋で「宋公」に封じられ、封土一〇郡の諸侯国（公国）「宋国」を建て、翌四一七年に爵位を「王」に進めて「宋王」となり、「宋国」が封土を一〇郡を増増され王国に昇格した上で、三年後の四二〇年に禅讓され帝国「宋」が成立する。⁽⁵⁶⁾

南斉の蕭道成は四七九年に劉宋の「斉公」に封じられ、「斉郡」以下封土二〇郡の諸侯国（公国）「斉国」を建て、翌月に「王」に爵位を進めて「齐王」となり、「齐国」が封土を一〇郡を増増され王国に昇格した上で、一八日後に禅讓され帝国「齐」が成立する。⁽⁵⁷⁾

梁の蕭衍は五〇二年に南斉の「梁公」に封じられ、「梁郡」以下封土二〇郡の諸侯国（公国）「梁国」を建て、

二七日後に「王」に爵位を進めて「梁王」となり、「梁国」が封土を一〇郡加増され王国に昇格した上で、五一日後に禪讓され帝国「梁」が成立する。

陳の陳霸先は五五七年に梁の「陳公」に封じられ、「陳留」以下封土一〇郡の諸侯国（公国）「陳国」を建て、二七日後に「王」に爵位を進めて「陳王」となり、「陳国」が封土を一〇郡加増され王国に昇格した上で、三日後に禪讓され帝国「陳」が成立する。

一方、北朝を興した北魏は、鮮卑拓跋部の拓跋猗盧が三一〇年に西晋懷帝から大単于・「代公」に封じられ、「代郡」に西接する方数百里の地と五県から移住させた一〇万家を与えられて諸侯国（公国）「代国」を建国したことに始まる。五年後の三一五年、拓跋猗盧は爵位を進めて「代王」となり、諸侯国「代国」は代郡を主とする封土二郡の王国に昇格し、帝国に類する官吏・官司の設置が許され自立性を高めた。⁽⁶⁰⁾ 代国は数世代の代王の下で内乱を重ねつつ晋から完全に独立した末、三七六年に前秦の攻撃で一度滅ぶ。しかし、最後の「代王」拓跋什翼健の孫の拓跋珪が勢力を糾合して三八六年に「代王」を自称し、同年中（三ヶ月後）に「魏王」と改めて「魏国（北魏）」が成立した。⁽⁶¹⁾ その後、連戦して華北を統一した拓跋珪は、三九八年に群臣の審議を経て改めて「国号」を「魏」と定め、同年中に帝位に就いて（道武帝）、帝国「魏（北魏）」が樹立される。⁽⁶²⁾

北魏は分裂して東魏・西魏となるが、いずれの長も「魏」皇帝の正統を自認し、建前上王朝交代でないため、初代がただちに皇帝となり、諸侯（公・王）を経由しなかった。このうち東魏からは五五〇年に高洋が帝位を禪讓されて「齊（北齊）」王朝が建ち、西魏からは五五七年に宇文覺が帝位（天王位）を禪讓されて「周（北周）」王朝が建つ。

北齊初代の高歓は、五二八年に北魏から諸侯（伯）「銅鞮伯」に封じられ、二年後の五三〇年に封土一郡の諸侯（公）

「平陽郡公」に封じられ、さらに翌五三一年に出身地（渤海郡ホク碯イ県）に因んで諸侯王「渤海王」冊封を打診されるが辞退する。⁽⁶³⁾その後、高歓は孝武帝を擁立するが対立し、孝武帝は五三四年に宇文泰を頼って長安へ逃れ、洛陽で高歓が孝静帝を立て、北魏は高歓主導の東魏と宇文泰主導の西魏に分裂する。

東魏では五三九年に高歓が孝静帝から「渤海王」に封じられ、一〇万戸の封を得て諸侯国（王国）「渤海（勃）海国」が建つ⁽⁶⁴⁾（後の女真族王朝「渤海国」とは無関係）。彼は終始東魏の最高実力者であったが、「渤海王」のまま五四七年に死去し、直後に孝静帝が「斉王」と改めた。⁽⁶⁵⁾「渤海王」は子の高澄が相続し、二年後の五四九年に孝静帝から「斉王」に封じられ、彼の封国は渤海郡を主とする五郡一五万戸の諸侯国（王国）「斉国」となる。⁽⁶⁶⁾彼は同年中に殺されるが、翌五五〇年に弟の高洋が「斉郡王」となり、二ヶ月後に爵を進めて「斉王」に封じられて、五郡一〇万戸の規模で亡き兄の諸侯国（王国）「斉国」を相続、二ヶ月後に封土が増加されて「斉国」が一〇郡二〇万戸に拡大し、五日後に孝静帝が帝位を禅譲、二日後に高洋は即位して帝国「斉（北斉）」を樹立する。⁽⁶⁷⁾

一方、宇文泰は北魏孝武帝から五三四年に「略陽県公」に封じられ、後に孝武帝を殺して文帝を立て、西魏が成立する。五三五年、宇文泰は「安定郡王」冊封を打診されるが固辞し、爵を一等下げて「安定郡公」に封じられた。⁽⁶⁸⁾郡県は皇帝直轄地なので、県公・郡公は「公」爵でも諸侯国を持たない。その後、宇文泰の政治主導の下、長男毓が「寧都郡公」⁽⁷⁰⁾、次男震が「武邑公」⁽⁷¹⁾、その弟の直が「秦郡公」、招が「正平公」、嫡子となる覺が「略陽郡公」に封じられ、⁽⁷²⁾親子で爵位を進めた。五五六年、宇文泰は「安定郡公」のまま没するが、子の宇文覺が後を継ぐと同年一二月に恭帝から岐陽の封土をもって「周公」に封じられ、諸侯国（公国）「周国」が建つ。そのわずか一三日後に宇文覺は禅譲され、年が明けて五五七年正月に「天王」として帝国「周（北周）」を樹立する。⁽⁷³⁾

北周から禅譲を受ける隋の高祖文帝（楊堅）の父楊忠は北魏で頭角を現し、⁽⁷⁴⁾北魏から「昌県伯」「小黄県伯」に

封じられ、宇文泰と結んで西へ逃れた孝武帝に従い、その西魏で「侯」に爵位を進めて「昌県侯」「小黄県侯」となり、後に「公」に爵位を進めて「襄城県公」となった。五四九年、宇文泰の命で楊忠は南伐して梁を攻め、隋（随）郡を奪取し、その功績で郡公へと爵位を進め「陳留郡公」となる。この時に奪取した隋郡が、後の帝国「隋」の基盤である。宇文覚が禪讓を受けて北周の孝閔帝になると、楊忠は五五九年、爵を進めて「隋国公」に封じられ、封一万戸の諸侯国（公国）「隋国」が建つ。

その間、子の楊堅も北周で「成紀県公」「大興郡公」の爵を歩み、「隋州刺史」となって父の封国「隋国」方面に勢力を扶植し、五六八年の楊忠の死去に伴い「隋国公」を継ぎ、五八〇年に幼い静帝が立つと北周の全権を握った。楊堅は同年中に爵を進めて「隋国王」となり、「諸侯王上」に列し、彼の諸侯国「隋国」は封土一〇郡の王国となつて、帝国と同等の丞相以下の官僚・官司の設置を認められた。そして二ヶ月後（四八日後）の五八一年二月、静帝からの禪讓を受け、帝国「隋」が樹立され、五八九年に中国を統一する。

唐の高祖李淵の祖父李虎は、西魏で「隴西郡公」に封じられ、死後の五六四年に北周で「唐国公」を追贈され、同年に子で後継者の李昉が「唐国公」に封じられた。帝国「唐」の基盤はここに北周で成立した諸侯国（公国）「唐国」にあった。李昉が五七二年に没すると、子の李淵が七歳で「唐国公」の爵位を継ぐ。李淵は北周・隋に仕え、六一七年に隋の恭帝から爵を進めて「唐王」に封じられ、諸侯国「唐国」は王国に昇格し、翌六一八年、「唐国」に帝国同等の丞相以下の官僚・官司の設置が認められた。そしてその二ヶ月後（三七日後）、恭帝が李淵に禪讓して、帝国「大唐」が樹立される。

以上から、諸侯由来行程の歴史について興味深い諸事実が判明する。

公国「魏国」の国制が前漢諸侯王を模したように、曹魏が踏んだ手順は前漢の諸侯由来行程の復活だが、禪讓な

ので、実際には新の実績を加味している。また曹操は、前漢の劉邦と異なり諸侯国（公国）を建てた上で、諸侯王に昇格し（王国に昇格させ）、最後に帝位に就く、という三段階を踏んだ。これは、支配領域の転変を伴う放伐でなく、安定した制度内で封土の獲得・拡張を図れる禪讓によればこそ、初めて可能になった形である。

この三段階方式の創始に伴い、各段階の国号（公国→王国→帝国）も初めてすべて統一された。秦とはほぼ同じ（秦は第一段階が伯国）この方式を「同名型の諸侯由来行程」と呼びたい。該形式は以後、踏襲された。曹魏は、秦・前漢・新の微妙に異なる諸侯由来行程を統合し、後の帝位禪讓を律する基本テンプレートを確立したのである。その曹魏への臣礼を機に、該形式は孫呉へ即座に波及した。該形式の強い規範性が明らかである。

曹魏の禪讓を受けた晋は、曹魏が仕上げた同名型の諸侯由来行程をよく模倣し、該形式の定式化・原則化を始めた。司馬昭は晋公になると即座に、皇帝並みに妃を「后」、世子を「太子」と呼び、子孫の爵位・肩書きも皇帝子孫と同等に扱われ、漢・曹魏の前例を踏襲して、「御史大夫・侍中・常侍・尚書・中領軍・衛將軍官」等、皇帝と同じ官僚の設置が認められた。これらの待遇を司馬昭が辞退しなかったことは、公国「晋国」の建国段階で禪讓が既定路線になったこと、即ち曹魏と同じ方式による禪讓計画の始動を意味する。

劉宋も、曹魏・晋と全く同じ段取りを踏襲した。すでに五胡十六国時代に入り、真の統一王朝は隋の統一まで不在となるが、統一王朝として天下を回復する前提で成立し、諸侯を従える帝国の形を取った諸王朝が、同名型の諸侯由来行程を踏んで王朝を樹立する、という方式は様式化し、固定化し始めていた。その顕著な証左が、「公」爵受封で「一〇郡を領し、「王」爵昇進に伴う「一〇郡加増で二〇郡を領する」という形であり、それは晋と一致するとともに、以後の南朝では必ず機械的に、即ち必須の様式として踏襲された。

その反面、諸侯としての受封から禪讓までの日数は、一貫して短期化を重ねた。曹魏では曹操の「魏公」受封か

ら曹丕の帝位受禪まで七年、西晋では司馬昭の「晋公」冊封計画の表面化から実現までに五年、司馬昭の「晋公」受封から司馬炎の受禪まで二年で、細部は異なるものの曹魏と同じく七年を要した。それが、劉宋の場合は劉裕の「宋公」受封から受禪まで四年に短期化する。そして南斉の蕭道成に至ると、初段階の「斉公」受封から最終段階の帝位禪讓まで足かけ二ヶ月、日数にして四七日間しか経ておらず、劇的に短縮する。篡奪への反感を緩和するため「公」「王」と爵を進めながら数年単位で禪讓を勧め世論の熟成を待つ、という体裁は時間の浪費と見なされ、「公」「王」受封は完全に形骸化している。しかし逆にいえば、ただちに禪讓を迫って実現できる状況にありながら、あえて「公」「王」受封という体裁を形ばかり取った事實は、同名型の諸侯由来行程が牢固たる必須の形式として定着していたことを意味する。該形式は、実質と無関係に必ず經由すべき回路として、個別の王朝を超えた社会一般のシステムに刻み込まれたのである。

梁の蕭衍の場合も「梁公」受封から受禪までわずか七八日、陳の陳霸先に至っては「陳公」受封から受禪までわずか三〇日で、それまでで最も短い。しかも、「公」爵受封から「王」爵昇進までに要した二七日間は、直前の梁の場合と日数が一致する。短縮された日数の固定化は形骸化の著しい進行だが、様式としての規範性は高まつたのである。

以上の通り、魏晋とその流れを汲む南朝（六朝）では、〈公国「A国」↓王国「A国」↓帝国「大A」〉の諸段階を踏む同名型の諸侯由来行程が、絶対的原則と化していた。

一方、北朝は南朝ほど極端な守旧性を見せない。非漢人民族に特有の歴史によるのだろう。鮮卑拓跋氏の帝国は禪讓でなく両漢以来絶えていた放伐で樹立され、間に八人一〇代（二人が廢位後に復位）の代王、八八年の歳月を挟んだ。帝国樹立を禪讓に依存し、諸侯由来行程の外面的墨守と期間短縮に専念できた南朝と違い、放伐で覇権を

奪取するしかなかった五胡十六国の必然といえよう。しかし、諸侯国（公国）「代国」の君主「代公」↓諸侯国（王国）の君主「代王」↓独立国（王国）「魏王」↓帝国「魏」の皇帝という王業樹立の諸段階は、細部を除けば同名の諸侯由来行程と合致する。南朝と状況も民族も違う華北でさえ、必須の様式と認識された証左である。北魏成立は南朝最初の劉宋成立以前なので、北朝の諸侯由来行程は南朝ではなく曹魏・晋の影響力・規範性に従っている。北魏の一部東魏の後身北齊は、帝国樹立までに二世代三人で「銅鞮伯」「渤海王」「齊王」を経由し、世代数が多く、固有名が一貫せず、「公」爵を経なかった。西魏の後身北周でも、帝国樹立までに二世代二人で、県公・郡公を経「周公」となり、最後に「天王」という名の帝位を禅讓された。いずれも変則的で、多様性の喪失へと直進した南朝と異なるが、諸侯由来行程自体は必ず踏襲され、必須様式と化す圧力が働いた点は変わらない。

諸侯由来行程に即せば禅讓直前に経るべき「周王」を北周が経ないのは、周王朝の再現を目論んだ影響に違いない。宇文泰は「崇尚儒術」といわれ、復古的・教条主義的な儒教復活に熱心で、執政中に周の官制の記録（実は戦国時代の仮託）『周礼』に忠実な国制を西魏に再現し、『周礼』上の周の姿を理想的国家形態と見なす儒学者の伝統的共通了解を現実化した。彼が「周公」として得た封土の岐陽は岐山の南で、岐山は周王朝発祥の地である。「周公」の爵位も、幼い成王に代わり周朝を實質的に確立し、人間社会に《礼》を定めた儒教確立者として孔子と並び「周礼」と称された周公旦の再来のアーピールである。

周代の「王」は諸侯でなく天子の号で、『春秋』等の儒教経典ではしばしば「天王」と呼ばれた。宇文覚が諸侯段階で「周王」の名乗りを避けたのも、禅讓で得た天子の位を「皇帝」でなく「天王」としたのも、〈天王のもとに諸侯として公・侯・伯・子・男が存在する〉という（戦国時代に回顧的に夢想された）周代国制の忠実な復元意図を示す。この独特の儒学傾倒により、諸侯由来行程を踏襲しながらも従前と外見が著しく異なった（県公↓郡公

↓「周公」↓「天王」ものの、北周としては該形式を確立させた曹魏よりも古く原点の周代に立ち戻つたにすぎず、むしろ曹魏以来の形式こそ逸脱と捉えていたであろう。

その北周から生まれた隋が、北朝的な多様性や周への教条主義的回帰ではなく、「隋国公」↓「隋国王」↓皇帝という、南朝式の定式化圧力を経た態様を採用踏襲した事実は興味深い。特に、諸侯国段階の封土を一〇郡単位で持つ形は、晋から確認され劉宋で定式化した南朝のパターンと一致し、「隋国王」受封から禅讓までの四、八日間は、同じ過程を四、七日間で果たした南朝南斉の踏襲に違いない。それは楊忠が南朝（梁）で過ごした一時期の経験に由来する可能性が高いが、より根源的には、南朝特有の該形式が、禅讓のみで王朝交替してきた南朝の歴史と一対一対応していた事実が重要であろう。南朝の該形式は、南朝を魏晋と連続する「六朝」として捕捉させる正統性と一体で、それ自身が正統性を象徴する。隋はその象徴性の獲得による正統性の喧伝を欲したと見てよい。楊忠の「隋国公」の時は「戸」単位で数えた封を、「隋国王」受封段階の楊堅が「郡」単位で数えて南朝式に転換した事実は、南朝の継承者としても正統性を有すると喧伝することで、この段階で翌年の禅讓ばかりか九年後の陳併合による南北朝統一まで視野に入れた証左である。

かかる理由から、北朝出身の統一帝国は南朝式の諸侯由来行程を実践し、唐も三代・半世紀を要したものの、「唐国公」↓「唐国王」↓皇帝と該形式に沿った。曹魏に始まり南朝で定式化した該形式は、六朝から隋を経て唐へと忠実に継承されたのであり、「日本国」成立以前に倭人が参照・模倣し得た中国統一帝国は、この唐までである。

五 王業確立手順の模倣と邪馬台国

部分名「ヤマト」の全体名転移を、一四世紀以上昔の周の「王業基盤地名の王朝名化」の模倣と考えるのは無理か、という先の問いには、上記諸事実により「否」と答えられる。

周以来、秦・漢・新・三国（曹魏・孫呉）・晋・南朝（劉宋・南斉・梁・陳）・北朝（北魏・北斉・北周）・隋・唐と、全帝国が（蜀漢を除き）該手順を踏み、禪譲で成立した全帝国は例外なく諸侯由来行程を実践した。帝国の樹立には、周以降、諸侯由来行程の形で「王業基盤地名の王朝名化」手順を踏むことが絶対原則となっていた、と断じてよい（したがって、本稿では以後、「王業基盤地名の王朝名化」に、諸侯由来行程を踏んでいるという含意を込めたい）。換言すれば、部分名「ヤマト」の全体名転移が起きた可能性があるどの時期においても、現存の中国帝国は「王業基盤地名の王朝名化」手順を踏んだ歴史を持つ。そして、倭国・初期日本国における中国国制模倣の実績を勘案すれば、倭王の王業完遂（統一王国樹立）にあたって中国の該手順が参照・模倣された可能性は十分に高い。

可能性の有無と実践の有無は別問題だが、実践されたと見なすべき証拠は複数ある。

第一に、〈統一王朝は必ず「王業基盤地名の王朝名化」手順を経て樹立される〉慣習は、中国では周以降に例外なく絶対的であり、かつ古代東アジアでは中国以外に存在しなかった。なおかつ、該慣習以外には、部分名「ヤマト」の全体名転移を説明できる仕組みを、古代東アジアにおいて未だ指摘し得ない。〈部分名「ヤマト」の全体名転移は中国の「王業基盤地名の王朝名化」慣習に由来する〉という仮説は、現状で最も蓋然性が高い。

証拠の第二は、〈全体国が部分国を内包する〉二重「国」構造である。古代中国では、諸侯「国」群を構成要素

としつつ自らも「周国」と呼ばれた周以降、「漢国（前漢・後漢）」「魏国」「晋国」「宋国」「齐国（南齐）」「梁国」「陳国」「魏国（北魏）」「齐国（北齐）」「周国（北周）」「隋国」「唐国」と、統一王朝も「国」と自称した。⁽⁸⁴⁾ 唐では、武則天の武周革命と彼女の没後に王朝名が「唐」→「周」→「唐」と変転したが、「改国号為周」⁽⁸⁵⁾、「復国号、依旧為唐」⁽⁸⁶⁾と記録され、隋も「国号為隋」と記録された。⁽⁸⁷⁾ 統一王朝名を「国号」と呼ぶ慣習は、「夫漢者、高祖本所起定天下之国号也、大王襲先帝軌跡、亦興於漢中也」と述べた二二〇年の文書により、三国時代の三世紀前半には確認できる。⁽⁸⁸⁾

対して、かかる二重構造は古代朝鮮半島に一度も存在しなかった。後漢までに姿を現した三韓では、馬韓が「五十四国」、辰韓と弁韓（弁辰）が各「十有二国」から構成されたが、集合体としての馬韓・辰韓・弁韓は「国」と呼ばれない。⁽⁸⁹⁾ 同じ頃に現中朝国境の北に出現した高句麗や、遅れて馬韓・辰韓から発生した百済・新羅では、それぞれ高句麗・百済・新羅全体が「国」と認識されたが、その内部は「州」「郡」「県」等の単位名で把握され、「国」という構成要素を持たない。統一新羅や高麗も同様である。

このように、統一王朝自体が一つの「国」でありながら内部に直轄領と並立する諸侯の「国」を内包する二重「国」構造の国土把握方式は、古代東アジアでは中国と日本列島にのみ存在した。日本列島の該構造は、先行した中国の該構造の模倣であったと考えるほかない。朝鮮半島諸国はそれ自体が中国帝国に服属する諸侯国であるという建前（特に王が劉宋から「楽浪公」に封じられた高句麗は諸侯国たる公国であった⁽⁹¹⁾）であるから、全体国の内部に諸侯国を含意する「国」を持たないのは当然だが、それは逆に、同じ建前を取ったはずの倭国が内部構成要素を「国」と呼んだことが、いかに積極的かつ独自の路線かを物語る。

重要なのは、この二重「国」構造が存在しなければ、諸侯由来行程を踏む、王業基盤地名の王朝名化⁽⁹²⁾が起こり

得ないことである。帝国「A国」が生まれるためには、帝国「B国」内部の諸侯国「A国」が公国↓王国↓帝国へと順次格上げされる（「A国」の長が帝位を得る）形を取らねばならず、必ず帝「国」が諸侯「国」を内包する構造が大前提となる。二重「国」構造は、諸侯由来行程による「王業基盤地名の王朝名化」慣行と表裏一体の仕組みなのであり、したがって中国を模倣して二重「国」構造を採用した倭王権は、その構造と表裏一体の該慣行をも模倣して採用したと考えるのが順当である。

証拠の第三は、直接的でなく間接的な傍証となるにとどまるが、倭王権が中国史書に登場した初段階で「大夫」を擁した事実である。

現存中国史書における日本列島人の具体的政治動向の初見は、五七年の後漢光武帝に対する倭奴国使者の参朝で、『後漢書』倭伝はこれについて「倭奴国奉貢朝賀、使人自稱大夫」と伝える。また、『魏志』倭人伝によれば、卑弥呼の後継者台与が、曹魏の帯方太守の属僚たる塞曹掾史張政らを朝鮮半島へ護送した時、護送団の長は「倭大夫、率善中郎将掖邪狗」であった。同じ『魏志』倭人伝に「自古以来、其使詣中国、皆自稱大夫」ともあるように、漢・曹魏に参朝した倭の使者は例外なく「大夫と自稱」した。

倭人の地位における「大夫」の異質さは際立つ。『魏志』倭人伝が伝える倭の「官」は、「卑狗」「卑奴母離」「爾支」「泄謨觚柄渠觚」「兜馬觚」「多模」「弥弥」「弥弥那利」「伊支馬」「弥馬升」「弥馬獲支」「奴佳鞮」「狗古智卑狗」で、すべて音写された日本語と見なせる（「卑奴母離」は、漢字表記「夷守」⁽⁹⁾を国史に確認できる⁽¹⁰⁾）。

これに対して、漢字借音による日本語の音写でなく、最初から漢語として考案されたと考えるべき倭人の地位が二つある。「一大率」と「大夫」である。このうち「大夫」は、『魏志』倭人伝等に挙がる倭王の吏僚の中で唯一、中国に同名の地位を確認でき、かつ「倭人が自称している」と特記された。そもそも、前掲の「卑狗」以下は（「一

大率」も)すべて倭人の自称であるはずだが、それらは「自称す」と特記されない。夷蛮が独自に置く「官」が自称であるのは当然で、あえて「自称す」と特記する意義がないからに違いない。

その中で「自称大夫」と特記されたのは、(理由・正当性が不明であるのに「大夫」と名乗っている)という中国側の当惑を意味し、「大夫」の自称は当然でないこと、即ち「大夫」は他者から与えられて初めて名乗るべき地位、という認識を意味する。それを与える主体は、当惑した主体が中国の史書であり、かつほかに該当者を東アジアに求め得ない点から、中国の天子に違いない。「自称大夫」の一文は、(わが帝国がその地位を与えた記憶がない)という表明にほかならず、したがって(本来ならば中国の天子から与えられて初めて名乗るべき地位)即ち(中国の制度)と認識されたことを意味する。

とすると、漢・曹魏にかけて倭使が「大夫と自称」した事実は、倭が中国の制度をすでに(部分的とはいえ)導入していた明証と見なし得る。この事実は、中国で帝国樹立時の絶対原則と化していた、即ち社会制度化していた王業基盤地名の王朝名化、慣行もまた、中国に由来して倭で採用された可能性を、一定程度支持している(少なくとも、「それがあり得た」と断言できる)。

以上の証拠から、部分名「ヤマト」が日本列島の全体名に転移した現象は、周以来の古代中国の王業基盤地名の王朝名化、慣習の模倣であったと推定するのが、現状の材料に依拠する限り、最も適当である。となれば、「ヤマト」が同時に部分名かつ全体名であった事実は、ある段階以降の日本列島の統一王朝「倭国」の成立経緯について、一つの主張を成している。あたかも統一王朝「唐」という完成形が、隋内部の諸侯国(公国・王国)「唐国」の君主による帝位獲得という過程を経て形成されたように、統一王朝「ヤマト」(倭や後身の日本)の完成形は、内包する諸「国」の一つ「ヤマト国」の君主による倭王位獲得という過程を経て形成された、と。

全体名たる「国号」は、外交においてのみ意味を持つ。したがって、全体名を部分名に合致させる操作は、東アジア諸国に右の通り主張するためになされたと考えてよい。すると、該現象が日本語「ヤマト」のみで発生したにすぎず、それだけでは対外的主張として機能しないことに注意を要する。該主張は、隋の諸侯国「唐国」と帝国「唐」のように、全体名とその淵源たる部分名が同一の漢字表記を持たねば成立しない。倭王国が該主張を外交界で表明するには、漢字表記上も部分名と全体名を一致させねばならない。

その手段は限られる。「倭」は最初から全体名として存在したため、〈諸侯国「倭」が統一王朝「倭」に脱皮した〉という筋書きは史実に反し、主張できない。そこで、選択肢は二つに絞られる。一つは、部分名「ヤマト」の漢字表記を全体名にも採用する方法である。しかし、この方法には不具合が伴う。従来の全体名の漢字表記「倭」を捨てるという、対外的国号の変更が不可避になるのである。

そこで、もう一つの、より混乱が少ない選択肢が有望になる。漢字訓読という日本列島特有の技法により、全体名たる「倭」字に日本語「ヤマト」を訓として結合し、逆に部分名「ヤマト」の漢字表記を「邪馬台」から「倭」へと定め直すことである。この手法なら対外的国号の表記を変更せずに済む（対外的国号は文書で用いられるので、対内的に「ヤマト」と発音するようになったことの影響は少ない）。また、従来の部分名の発音も変更せずに済む（発話レベルでは従来の地名を維持できる）。総体として、部分名の漢字表記が「邪馬台」から「倭」に変更される以外は、全体名・部分名ともに従来との一貫性を保てる。元来全く違う地名であった全体名と部分名を強制的に同一視するのに、これが最も混乱が少ない手法であることは、明らかであろう。「倭」と「ヤマト」の交差的相互転移・結合は、かかる経緯から実現したと考えるのが最も自然である。

結語

以上の考察を総合すると、下記の結論を導ける。

倭人は対外関係構築上の都合から、国土把握の方式に中国の二重「国」構造の模倣を決定した。該決定が主張するのは、統一王朝樹立過程における同名型の諸侯由来行程の踏襲、即ち〈ある諸侯国が脱皮して新たな統一王朝「倭国」を樹立した〉という筋書きである。しかし、ある諸侯国「こと「ヤマト（邪馬台）」は全体名「倭」と名が異なるので、そのまま全体名に転移させると全体名（即ち国号）の変更という混乱をもたらす。そこで、「倭」に「ヤマト」の訓を与えることにより、〈諸侯国「邪馬台」が統一王朝「倭」に脱皮した〉という形で該主張がなされた。

かかる歴史的経緯の痕跡を別角度から伝えるのが古代地名「倭」の態様である。即ち、「倭」が同時に異なる三スケールの地名（最小地名／奈良方面の部分名／日本列島の全体名）である事実は、元来別個に存在した日本語の部分名「ヤマト」と漢字の全体名「倭」が、交差的に相互転移して相手と結合した歴史の痕跡と見なす以外に説明できない。

このように、二つの角度から見える筋書きを同一の出来事として捉えると、「邪馬台」と最小地名「ヤマト」はともに、全体名「倭」に与えられた日本語訓「ヤマト」を生み出した同一実体を指すと結論できる。これらのうち最小地名「ヤマト」は、令制下の大和国城下郡大和郷を中心とする磯城・十市地域であることが、先学によりすでに明らかである。ならば、同一実体である「邪馬台」の所在地もそこであり、邪馬台国所在地論争は畿内説が正しいと結論できる。『隋書』倭国伝の「都於邪靡堆、則魏志所謂邪馬台者也」という記述、即ち「奈良地方のヤマトの飛鳥にあった倭国の都の所在地「邪靡堆」が、『魏志』倭人伝の「邪馬台」の後身である」という『隋書』編者

の考証・認識は、正しかったと結論されるのである。

直木は、その最小地名「ヤマト」の地に該当する十市郡・城下郡に、天平二年（七三〇）の大倭国正税帳段階で屯田が確認できること、その屯田の前身は倭国造の支配圏内にあつて倭国造が深く運営に関与した「倭屯田（倭屯家）」であること、その屯田は垂仁朝に太子の大足彦尊（後の景行天皇）が設置したという記紀の伝承、その垂仁・景行天皇がそれぞれ纏向の珠城宮と纏向の日代宮に都したことを総合して、最小地名「ヤマト」は今の三輪山の北の巻向山や、同山麓の纏向村であろうと推定した。⁽⁹⁾これを〈最小地名「ヤマト」＝「邪馬台」〉という本稿の論証と結合すれば、「邪馬台」の地は今の巻向山・纏向と結論できる。すると、最近の考古学が、その纏向にある纏向遺跡と近傍の箸墓古墳を、邪馬台国の故地と卑弥呼の墓と推測して最も有望視していることは、改めて極めて大きな意味を持つ。この考古学の推測が、本稿の考証により、文献史学の見地から確度が高い推定を支えとできるようになったからである。

本稿の主張の鍵は、〈統一王朝の樹立過程にて古代中国が絶対の必須手順とした同名型の諸侯由来行程を、倭が模倣した〉という推定にある。該推定は、厳密には、極めて可能性が高いレベルのもので、証明とは呼び得ないことに憾みを遺す。しかし、「倭」が同時に異なる三スケールの地名であった事実は該推定以外では説明不能である、という意味で蓋然性が高いと考え、世に問う次第である。少なくとも、『魏志』倭人伝の行程記事に一切依存せずに邪馬台国所在地問題を立論した点において、該問題の解決へ向けた新たな一手法を提示できた意義があると考えている。

もっとも、現有の材料では、「倭」と「ヤマト（邪馬台）」の交差的な相互転移現象の発生時期は〈大化前代の六世紀までのどこか〉としか絞れない。後考を期したい。

注

- (1) 一九八二年までの主要論考・論点整理は佐伯有清編『邪馬台国基本論文集Ⅰ〜Ⅲ』（創元社、一九八一・一九八二）、近年の研究史・論点整理は佐伯有清『邪馬台国論争』（岩波書店、二〇〇六）、石野博信ほか編『研究最前線 邪馬台国——いま、何が、どこまで言えるのか』（朝日新聞出版、二〇一三）、小林敏男『邪馬台国再考——女王国・邪馬台国・ヤマト政権』（筑摩書房、二〇二二）等参照。
- (2) 渡邊義浩『魏志倭人伝の謎を解く——三国志から見る邪馬台国』（中央公論新社、二〇一三）。
- (3) 『漢書』地理志・燕地。
- (4) 『後漢書』倭伝、『魏志』倭人伝。
- (5) 『後漢書』光武帝紀・建武中元二年。
- (6) 『宋書』倭国伝。
- (7) 『隋書』倭国伝。
- (8) 『魏志』倭人伝。
- (9) 『隋書』倭国伝。
- (10) 吉田孝『日本の誕生』（岩波書店、一九九七）一二頁。
- (11) 井上秀雄『倭・倭人・倭国——東アジア古代史再検討』（人文書院、一九九二）二〇〇頁以下。
- (12) 神野志隆光『日本』国号の由来と歴史』（講談社、二〇一六、初出二〇〇五）四九頁。
- (13) 前掲注（12）神野志著書三三頁。
- (14) 前掲注（10）吉田著書一〇頁以下。
- (15) 前掲注（11）井上著書二〇一頁以下。
- (16) 『続日本紀』天平宝字元年二月九日条、同二年二月二七日条、天平一九年三月一六日条、同九年二月二七日条。
- (17) 高山寺本『和名抄』が部分国「大和」の訓を「於保也万止」と示したように、〈大いなる〉ことを強調したい場合にはあえて「大」字を発音している。
- (18) 前掲注（11）井上著書二〇二頁。木簡本文は和田萃「1977年以前出土の木簡（五）——奈良・藤原宮跡」（『木簡研究』五、一九八三）、奈良県教育委員会『奈良県文化財調査報告10 藤原宮跡出土木簡概報』（一九六八）等所載。
- (19) 本文・成立年は東京帝国大学図書館所蔵『太子伝傍注』所引寛元三年（一二四五）菅原為長書写本・同奥書による（財団法人聖徳

- 太子奉讀会『復原聖德太子伝暦』、同会、一九二七。また同書所収の藤原猶雪「復原聖德太子伝暦考証」。
- (20) 『続日本紀』和銅六年五月二日条。
- (21) 宮内庁蔵法華義疏御草本。宝治版本は「倭」に作る(四天王寺勸学院三経義疏研究委員会編『四天王寺会本法華経義疏上巻』、四天王寺、一九八二)。
- (22) 「委」が倭を意味することは、『書紀』継体天皇七年六月条所引『百濟本紀』の、穗積臣押山を指す「委意斯移麻岐弥」の用例等に明らか。
- (23) 前掲注(11)井上著書二〇二頁、注(10)吉田孝著書一三頁、注(12)神野志著書五二頁以下、小林敏男『日本国号の歴史』(吉川弘文館、二〇一〇)五三頁以下等。
- (24) 『後漢書』倭伝、安帝紀、永初元年。
- (25) 『日本紀』一〇、述義六、第七、熊襲。
- (26) 『古事記』中、垂仁天皇。
- (27) 「大漢」は『漢書』司馬相如伝、司馬相如遺札書、「大魏(曹魏)」は『三国志』魏書、文帝紀、延康元年、裴松之注所引『献帝伝』載『禪代衆事』某月辛亥条許芝上奏、輔国將軍等上奏、「大晋」は『晋書』肅宗明帝紀、太寧三年七月辛未条所引明帝詔、「大宋」は『宋書』明帝紀、泰始元年二月丙寅条所引明帝詔、「大梁」は『梁書』元帝紀、大宝二年一〇月辛丑条所引王僧弁等奉表、「大齐(南齐)」は『南齐書』礼志上所引建元元年七月王儉議、「大陳」は『陳書』宣帝紀、太建二年八月甲申条所引宣帝詔、「大魏(北魏)」は『魏書』前廢帝広陵王(節閔帝)記、普泰元年二月己巳条所引節閔帝詔、「大齐(北齐)」は『周書』晋蕩公護伝所引保定四年閔姫書、「大周(北周)」は『周書』宣帝紀、大象元年二月辛巳条所引宣帝詔に、「大隋」は『隋書』李穆伝所引李穆上表、「大唐」は『旧唐書』礼儀志二所引貞観一七年五月顔師古上表に見える。
- (28) 『日本紀』卷第一、秘訓一、第一、日本書紀卷第一所引私記。
- (29) 『日本紀』卷第一、開題、日本国・倭国。
- (30) 『日本紀』卷第一、開題、日本国・倭国。
- (31) 『宋書』樂志三、大曲、羅敷、豔歌羅敷行、古詞。
- (32) 『後漢書』倭伝。
- (33) 直木孝次郎「やまとの範囲について―奈良盆地の一部としての―」(『飛鳥奈良時代の研究』、塙書房、一九七五、初出一九七〇)。
- (34) 前掲注(33)直木論考五〇〇頁以下。

- (35) 大森志郎「上代仮名遣ひから見た邪馬臺国の擬定」(注(1) 佐伯編著書Ⅱ、初出一九五五)。
- (36) 古田武彦「邪馬壹国」(注(1) 佐伯編著書Ⅲ、初出一九九九)。
- (37) 『隋書』倭国伝の流布本(宋刻遞修本・百衲本等)に「都於邪靡堆、則魏志所謂邪馬台者也」とある。正安三年(一三〇一)卜部兼永校正奥書を持つ『釈日本紀』(巻一開題、日本・倭)が引く『延喜公望私記』所引本(延喜四年(九〇四)日本紀講書で矢田部公望が参照した本)は「都於耶摩堆、則魏志所謂耶馬台者也」に作る。また『隋書』に二三年遅れて成立した『北史』倭伝(元大徳本)は「居於邪摩堆、則魏志所謂邪馬台者也」に作る。三者には異同があるが、『魏志』倭人伝から引用した三字の末尾はすべて「台(臺)」である。唐の貞観一〇年(六三六)に『隋書』の本紀・列伝を完成奏上させた魏徵らや、顯慶四年(六五九)に完成奏上された『北史』の編者李大師、李延寿親子が参照した『三国志』(『魏志』倭人伝)の写本では、該当三字は「邪馬台(臺)」であったと推断できる。
- (38) 台湾大学中国文学系・中央研究院歴史語言研究所・資訊科学研究所・數位文化中心共同開発『小學堂』(<https://xiaoxueis.sinica.edu.tw>)「漢字古今音資料庫」データベース「中古音」(以下、漢字音復元は本データベースに拠る。括弧内は発音復元者名)によれば、*ɬai* (高本漢) / *ɬai* (王力) / *ɬai* (董同龢) / *ɬai* (周法高) / *ɬai* (李方桂) / *ɬai* (陳新雄)。
- (39) *ɬ* (王力) / *ɬ* (董同龢) / *ɬ* (周法高) / *ɬ* (李方桂)。「ɬ」は有声軟口蓋摩擦音で、日本語では母音の後ろのガ行の子音の音価。
- (40) 神武天皇即位前紀甲寅年一〇月辛酉条本注に「一柱騰宮、此云阿斯毘皆徒缺餓離能瀾椰」、同戊午年一〇月癸巳朔条に「比苔瑳破而、異離烏利苔毛、比苔瑳破而、枳伊離烏利苔毛……毛毛那比苔、比苔破易陪迺毛」、同一二月丙申条に「介瀾羅毘苔茂苔、曾迺餓毛苔」、同一未年二月辛亥条本注に「坂下、此云瑳伽梅苔」、崇神天皇八年四月乙卯条本注に「掌酒、此云佐介弭苔」、同一〇年九月壬子条に「志齊務苔……(一)云……許呂佐務苔」、神功皇后摂政元年三月庚子条に「子摩臂苔奴知野……伽豆区苔利……同一年二月己酉条に「保積茂苔陪之、仁徳天皇即位前紀に「歌曰、知破那臂苔……破那鷄務苔辭……伊積羅牟苔……伊斗羅牟苔……望苔弊破」、仁徳天皇一六年七月戊寅朔条に「於瀾能烏苔咩烏」、同一二年正月条に「子磨臂苔能……那羅陪務苔虚履」、同三年九月乙丑条に「那珥波譬苔須儒赴泥苔羅齊……曾能赴尼苔羅齊、於朋瀾赴泥苔礼……夜莽苔烏輪疑、允恭天皇二年二月己酉条本注に「汝、此云那鼻苔也」、舒明天皇即位前紀に「虚多智于須家苔」、天武天皇九年三月乙酉条本注に「巫烏、此云芝苔々」、朱鳥元年七月戊午条本注に「朱鳥、此云阿訶美苔利」。
- (41) 坂本太郎ほか校注『日本書紀』(三)『岩波書店、一九九四、初出一九六五』三七〇頁(補注16 卷第十六 武烈天皇十一 天皇号)、小林利男「王・大王号と天皇号・スメラミコト考」(『古代天皇制の基礎的研究』、校倉書房、一九九四)、熊谷公明『日本の歴史03 大王から天皇へ』(講談社、二〇〇一)一三三頁、北康宏「天皇号の成立とその重層構造—アマキミ・天皇・スメラミコト—」(日

- (42) 『本史研究』四七四、二〇〇二)等。
 『釈日本紀』卷第一、開題、日本国・倭国。
- (43) 貝塚茂樹「五等爵制の成立——左氏諸侯爵制説考」(『貝塚茂樹著作集 第二巻』、中央公論社、一九七七、初出一九三七)、西嶋定生「二十等爵制の形成」(『中国古代帝国の形成と構造』、東京大学出版会、一九六一)等。
- (44) 『史記』秦本紀、襄公七年、惠文君(惠王)三年、秦始皇本紀、始皇二六年。
- (45) 『漢書』高帝紀、上、秦二世元年、同孟康注。
- (46) 『漢書』高帝紀、上、秦二世二年。
- (47) 『史記』秦楚之際月表、秦二世三年一月二月。
- (48) 『漢書』高帝本紀、元年。
- (49) 『漢書』成帝紀、永始元年五月、地理志八上、南陽郡、王莽伝、上。
- (50) 『漢書』翟方進伝、子義。
- (51) 『三國志』魏書、武帝本紀、建安一七年、一八年、一九年、二一年。
- (52) 『三國志』魏書、文帝紀、黄初二年、同吳書、吳主孫權伝、黄初二年。
- (53) 『晋書』太祖文帝紀、甘露三年、景元元年、同二年、同四年。
- (54) 『三國志』魏書、三少帝紀四、陳留王奐、咸熙元年。
- (55) 『晋書』世祖武帝紀、咸熙二年。
- (56) 『宋書』武帝紀、中、義熙一二年、一三年。
- (57) 『南齊書』高帝本紀、上、昇明三年。
- (58) 『梁書』武帝本紀、上、中興二年。
- (59) 『南史』陳武帝紀、太平二年。
- (60) 『北史』魏序紀、穆帝三年、八年。
- (61) 『北史』魏紀、太祖道武帝、登国元年。
- (62) 『北史』魏紀、太祖道武帝、天興元年。
- (63) 『北齊書』神武帝紀、上。
- (64) 『北齊書』神武帝紀、上。
- (65) 『北齊書』神武帝紀、下。

- (66) 『北史』 齊世宗文襄帝紀、武定五年、同七年。
 (67) 『北史』 齊顯祖文宣帝紀、武定八年。
 (68) 『北史』 周太祖文帝、永熙三年。
 (69) 『北史』 周太祖文帝、大統元年。
 (70) 『北史』 周太祖文帝、大統一四年。
 (71) 『北史』 周太祖文帝、大統一四年。
 (72) 『北史』 周太祖文帝、恭帝三年。
 (73) 『北史』 周太祖文帝、恭帝三年、周孝閔帝、元年。
 (74) 『周書』 楊忠伝。
 (75) 『周書』 楊忠伝、『周書』文帝紀、下、大統一五年。
 (76) 『隋書』 高祖紀、上。
 (77) 『旧唐書』 高祖本紀。
 (78) 『周書』 武帝紀、上、保定四年。
 (79) 『旧唐書』 高祖本紀。
 (80) 『旧唐書』 高祖本紀、義寧元年、同二年。
 (81) 『旧唐書』 高祖本紀、武德元年。
 (82) 『北史』 周太祖文帝、贊。
 (83) 『北史』 周太祖文帝、恭帝三年。
 (84) 『周国』は『史記』周本紀、幽王三年、「漢国」は『漢書』陳湯伝、耿育上書、『後漢書』安帝紀、延平元年八月、鄧太后策命、「魏国(曹魏)」は『三国志』魏書、明帝紀、青竜二年所引『猷帝伝』所引明帝告文、「晋国」は『晋書』樂志、上、四廂樂歌、食举樂東西廂歌、「宋国」は『宋書』西南夷、闍婆婆達国伝、師黎婆達阿羅跋摩表、「齐国(南齐)」は『南齐書』樂志、元会大饗四廂樂歌辭、朝会樂辭、殿前登歌辭、「梁国」は『弘明集』四、帰正篇第一之四、天監三年四月八日梁武帝捨事李老道法詔、「陳国」は『陳書』高宗二十九王列伝、岳陽王叔慎、「魏国(北魏)」は『魏書』景穆十二王列伝、任城王雲、雲長子澄、第四子彝、彝兄順、「齐国(北齐)」は『北史』突厥伝、他鉢可汗、「周国(北周)」は『魏書』景穆十二王列伝、任城王雲、雲長子澄、第四子彝、彝兄順、月戊午詔、「唐国」は『全唐文』一七六、袁楚客、規魏元忠書。
 (85) 『旧唐書』則天皇后紀、天授元年、同睿宗紀、即位前紀。

- (86) 『旧唐書』中宗紀、神龍元年。
- (87) 『隋書』崔仲方伝、上書論取陳之策。
- (88) 『三国志』蜀書、先主(劉備)伝、黃初元年、許靖等上表。
- (89) 『後漢書』三韓伝、『三国志』魏書、韓伝等。
- (90) 『三国志』魏書、高句麗伝、同百濟伝、『北齊書』武成帝、河清四年等。
- (91) 『宋書』高句麗国伝。
- (92) 『書紀』景行天皇一八年三月条。和訓は「比奈毛利」(『日本書紀私記(丙本)』本紀第七、景行天皇)。
- (93) 『書紀』景行天皇一八年三月条、『日本書紀私記(丙本)』本紀第七、景行天皇。
- (94) 前掲注(33)直木論考五〇二、五〇八頁。

付記

本稿は武蔵大学人文学部日本・東アジア文化学科にて二〇二一年度に担当した一年生向け授業「日本・東アジア文化基礎ゼミナール」の成果に触発されたものである。受講生諸君に深甚の謝意を表す。